

東海市選挙管理委員会告示第19号

令和8年2月8日執行の参議院議員通常選挙について、公職選挙法施行令（昭和25年政第89号）第17条ただし書の規定に基づき、選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり告示する。

令和8年1月27日

東海市選挙管理委員会委員長 稔田 とし恵

選挙人名簿の移替えをしない期間

令和8年1月22日から令和8年2月8日まで